

○水防団員退職報償実施要綱

昭 43.11. 8 決裁

平 10. 4. 1 改正

(目 的)

第 1 条 淀川左岸水防事務組合の水防団長及び水防団員（以下「団員」という。）の勤務の特殊性にかんがみ、団員として多年勤務した者が退職した場合における報償については、この要綱の定めるところによる。

(報償を受ける者)

第 2 条 報償は、団員として 10 年以上勤続し、次の各号の 1 に該当する者に対して行う。

- (1) 在職中 5 回以上水防活動（訓練を含む。）に従事した者
- (2) 水防業務運営上顕著な功績のあった者
- (3) その他管理者において必要と認める者

2 前項の報償は、同一人については 1 回限りとする。

(法相を行なう者)

第 3 条 報償は、管理者が行う。

(報償の方法)

第 4 条 報償は、賞状及び記念品を授与して行う。

2 前項の記念品は、別表に定める基準により授与する。

3 死亡により退職した者又は、退職後報償の日前に死亡した者に対して報償を行なう場合は、賞状及び記念品をその者の遺族に交付する。

(勤続期間の計算)

第 5 条 団員が退職した後再び団員となったときは、前後の在職期間を合算する。

2 淀川左岸水害予防組合における団員在職期間は、これを本水防事務組合における在職期間と合算する。

3 前 2 項の規定による在職期間の計算は、団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

4 前項の規定により在職期間を計算する場合において 1 年に満たない期間又は、端数があるときは 6 ヶ月以上はこれを 1 年とし、6 ヶ月未満はこれを切捨てる。

(報償の制限)

第 6 条 団員が次の各号の 1 に該当する場合においては、報償を行わないことがある。

- (1) 在職中禁固以上の刑に処せられたとき
- (2) 懲戒免職又はこれに準ずる処分を受けたとき
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、報償を行うことが不適當と認められるとき

(報償の時期)

第 7 条 報償は、毎年一定の期日を定めて行う。ただし、必要があるときは随時これを行うことがある。

(実施細目)

第 8 条 この要綱の実施に関し、必要な事項は管理者が定める。

別 表

職 名 在職年数	分団長以上 の職の団員	その他の 役付団員	班員
20年以上	銀盃三重 1組	銀盃大 1個	銀盃中 1個
10年以上	銀盃大 1個	銀盃中 1個	銀盃小 1個

備 考

- 1 昭和38年6月6日決定「水防団幹部退職者処遇について」の中第1項は、この要綱実施により廃止する。
- 2 報償の基準となる職は、退職時の職とする。
- 3 銀盃に代えて相当の価額品とすることができる。
- 4 銀盃は、概ね次の寸法による。
 - 大 90 mm (3寸)
 - 中 75 mm (2.5寸)
 - 小 60 mm (2寸)
 三重盃についても、それぞれ上記の寸法による。